

事務連絡
令和5年3月22日

都道府県

各 市 社会福祉連携推進法人担当課（室） 御中
特 別 区

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（N0.2）」について

令和4年4月1日からの社会福祉連携推進法人制度の円滑な施行に当たっては、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

社会福祉連携推進法人制度の詳細については、認定所轄庁や社会福祉法人等の関係者からご質問のあった事項について、「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（N0.1）」としてお示ししていたところですが、今般、考え方を一層明確にする観点から、新たにFAQを追加し、別添のとおりお示しいたしますので、ご了知いただくとともに、社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人等の関係者に周知いただきますようお願いします。

なお、本事務連絡において新たに追加したFAQは、赤字下線としております。

社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた FAQ (NO.2)

目次

【1. 総論】	6
問 1 社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度創設の目的は何か。..	6
問 2 連携推進法人の設立により何ができるようになるのか。 ..	6
問 3 連携推進法人は、社会福祉事業を実施できないこととされているが、地域住民を対象とした福祉サービスを一切行うことはできないのか。 ..	7
問 4 地域福祉支援業務は地域に根ざしたものであるのに対し、それ以外の業務はある程度、広域的に取り組むイメージがあるが、同じ連携推進法人と言っても、地域的なものと広域的なものとタイプが異なるものが生じてもよいのか。 ..	8
問 5 連携推進法人の創設により、社会福祉法人の大規模化等が進み、小規模な法人の淘汰に繋がるのではないか。 ..	8
【2. 地域福祉支援業務関係】	9
問 6 連携推進法人は、社会福祉事業を行うことはできることとされているが、地域福祉支援業務の中で、社会福祉事業には該当しない、有料老人ホーム等の入居系施設を運営することは可能か。 ..	9
問 7 社員の利用者等に対する成年後見を行うことは可能か。 ..	9
【3. 災害時支援業務関係】	11
問 8 災害時支援業務において、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣調整等を行うことは可能か。 ..	11
【4. 経営支援業務関係】	12
問 9 経営支援業務については、経営コンサルティング、財政状況の分析、事務処理代行等とあるが、これらを実施できる人材の確保は、連携推進法人を設立したとしても難しいのではないか。 12	
【5. 貸付業務関係】	13
問 1 0 社員ではない者からの寄附を受け、当該寄附を原資に社員である社会福祉法人に対する貸付けを行うことは可能か。 ..	13
問 1 1 社員ではない者からの寄附を受け、当該寄附を原資に社会福祉法人以外の社員に対する貸付けを行うことは可能か。 ..	13
問 1 2 連携推進法人に対する貸付けに当たっては、社員である社会福祉法人において法人本部拠点を設置しなければならないこととされているが、サービス区分として法人本部を置いている場合、当該貸付けを行うことはできないのか。 ..	14
問 1 3 社会福祉法人が連携推進法人に対し、貸付原資を提供するに当たっては、「直近 3 年	

度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限」とすることとされているが、新設の社会福祉法人であって 3 カ年度の経営実績がない場合は、どのように取り扱うべきか。 14

問 1 4 社会福祉法人が連携推進法人に対し、貸付原資を提供するに当たっては、「直近 3 カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限」とすることとされているが、法人本部を設置してから 3 カ年度の実績がない社会福祉法人の場合は、どのように取り扱うべきか。 14

問 1 5 「貸付対象社員においては、借入金使用後、連携推進法人に対して、速やかに当該貸付金の使用状況について報告を行うこと」とされているが、貸付金を事務所の毎月の賃貸料に充てているような場合、当該報告は毎月行う必要があるのか。 14

問 1 6 貸付金の金利について、「高利でない適正な利率」とは、具体的にどの程度の水準を指すのか。 15

問 1 7 複数の貸付けを受けている場合、個別の貸付けが完了することに連携推進法人に報告すべきか、あるいは、複数の貸付けの全てが終了したときのみとするのか、そのいずれとすべきか。 ... 15

問 1 8 貸付事業の実施については、設立当初から実施することは認められないということで良いか。 15

問 1 9 貸付の実施にあたり、貸付原資提供社員は「長期貸付金」、貸付対象社員は「長期運営資金（設備資金）」で、連携推進法人はその両方の科目で経理処理するということになるのか。 15

問 2 0 貸付原資を提供する社員や貸付けを受ける社員においては、理事会及び評議員会の決議が必要とされ、定款の変更が必要となるが、当該定款変更はどのように行うべきか。 16

【6. 人材確保等業務関係】..... 17

問 2 1 人材確保等業務については、法第 125 条第 5 号において、「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援」等を行うものと定義されているが、連携推進法人において就職セミナーを行うような場合、その対象を社会福祉事業に従事することを希望する者のみに限定しなければならないのか。 17

問 2 2 連携推進法人が社員の従業員の子どものみを対象に、企業内保育所を設置することは可能か。 17

問 2 3 連携推進法人が、当該法人の運営のために徴収した会費により委託募集を行う場合、当該会費は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 2 項の報酬に該当し、報酬の額について厚生労働大臣の認可を受けなければならないのか。 18

【7. 物資等供給業務関係】..... 19

問 2 4 – 1 物資等供給業務については、法第 125 条第 6 号において、「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」を行うものと定義されているが、社会福祉事業以外に必要な設備又は物資の供給は一切認められないのか。 19

問 2 4 – 2 物資調達にあたり、連携推進法人が社員の契約をとりまとめて契約代行を行う場合には、物資等供給業務に該当するのか。 19

問 2 5 地域福祉支援業務では、「連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しない」とされているが、物資等供給業務において、各社員の施設へ給食を提供するために、新たに共

同の給食センターを建設して給食提供を行うことは可能か。この場合、連携推進法人としての給食センターの新規建設は認められず、あくまでも、社員の運営する施設厨房等を利用するなど、既存施設での実施に限定されるのか。 19

【8. 連携推進法人の業務運営関係】..... 21

- 問 2 6 連携推進法人の業務に従事する職員について、連携推進法人として雇用することは可能か。 21
- 問 2 7 連携推進法人の認定申請をする場合には、社会福祉連携推進方針等の決定が必要なことから、認定申請前に「社会福祉連携推進評議会」は必ず設置され、開催されなければならないという理解でよいか。 21
- 問 2 8 地方自治体と連携推進法人が実効上の連携を図ることを妨げるものでは無いとされているが、「実効上の連携」の想定される具体例は何か。 21
- 問 2 9 連携推進法人の運営に当たって、最低限必要な予算の定めはあるのか。 21

【9. 理事の資格関係】..... 22

- 問 3 0 理事の資格である「社会福祉連携推進業務に識見を有する者」は、何をもって判断するのか。 22

【10. 社員関係】..... 23

- 問 3 1 連携推進法人は最低いくつの社員が集まれば設立できるのか。 23
- 問 3 2 社員には、「社会福祉を目的とする福祉サービス事業を経営する法人」が参画できることとされているが、具体的にどのような事業が含まれるのか。 23
- 問 3 3 社員には、「社会福祉事業等従事者を養成する機関」が参画できることとされているが、社会福祉事業等とは具体的にどのような事業が含まれるのか。 24
- 問 3 4 「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日付社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別添の「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」（以下「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」という。）第4の5に、「社会福祉事業を経営する法人は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならない」とあるが、「明示」の方法とはどのようなものか。 25

【11. 議決権関係】..... 26

- 問 3 5 議決権については、1の社員に対し、総数の半数を超える議決権を超える議決権を配分しないこととされているが、社員が10の連携推進法人において、社員A、Bに対し、総数の半数を超える議決権の配分（例えば A、B にそれぞれ 3 の議決権を付与するような場合）を行うことは可能か。 26
- 問 3 6 議決権については、社員の法人の関係者であれば誰が行使しても良いのか。 26

【12. 会費等の取扱い関係】..... 28

- 問 3 7 社会福祉法人については、その資産について、対価性のない法人外流出が禁止されているが、これに照らし、連携推進法人に対して会費を支出することは不適当ではないのか。 28
- 問 3 8 連携推進法人が徴収する会費等に上限はあるのか。 28

【1 3．認定所轄庁関係】	29
問 3 9 法第 125 条に規定する所轄庁（以下「認定所轄庁」という。）は、連携推進法人の行う事業の区域に応じて、都道府県又は市となるが、ここでいう「行う事業の区域」とはどのように判断するのか。	29
問 4 0 新たな社員の加入により、「連携推進法人の行う事業の区域」が変更となり、認定所轄庁が市から県に変わる場合、社会福祉連携推進方針の変更は、市又は県のいずれに申請すべきか。	29
問 4 1 事業の区域の変更を伴う社会福祉連携推進方針の変更に併せて、定款の変更を行う場合、法第 139 条第 3 項において「社会福祉連携推進認定をした所轄庁」に申請を行うこととされていることから、社会福祉連携推進方針の変更は県、定款の変更は市に申請を行うべきか。	29
問 4 2 連携推進法人の代表理事について、「代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。（法第 142 条）」とあるが、所轄庁の認可日が代表理事の就任日になるということか。また、理事会又は社員総会での代表理事決定日と所轄庁の認可日にはタイムラグが生じると考えられるが、その間、法人代表者は不在ということか。	30
問 4 3 社会福祉連携推進法人認定・運営基準第 5 の 9 において、「代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない」とあり、また、任期満了による退任の場合は、申請不要とされているが、	31
① 任期満了後に新任の代表理事を選定する場合	31
② 任期満了後に前任の代表理事を改めて選定（再任）する場合	31
は、いずれも認定所轄庁の認可が必要ということで良いか。	31
また、代表理事の任期途中の自発的辞任又は死亡の場合はどうか。	31
【1 4．社会福祉連携推進区域関係】	32
問 4 4 社会福祉連携推進業務を実施する区域（以下「社会福祉連携推進区域」という。）は、今後、社員を募集することを見越して、社員の法人の主たる事務所の所在地以外が属する市区町村を含めて設定することは可能か。	32
問 4 5 社員が脱退した場合、社会福祉連携推進区域は、これを狭めるための社会福祉連携推進方針の変更を行うべきか。	32
【1 5．定款例関係】	33
問 4 6 定款の作成に当たって、「社会福祉連携推進法人定款例」と一言一句同じにしなければならないのか。	33
問 4 7 当面行う予定はないが、将来的に行う予定のある業務を定款に規定しておくことは可能か。	33
【1 6．非営利型法人税制関係】	34
問 4 8 連携推進法人は法人税法（昭和 22 年法律第 28 号）に規定する非営利型法人に該当するのか。また、非営利型法人に該当する場合、どのような税制優遇があるのか。	34
【1 7．社会福祉連携推進法人会計基準関係】	35
問 4 9－1 一般社団法人が、従来から公益法人会計基準を適用してきたところ、X1 年 10 月 1 日に連携推進法人の認定を受けた。この場合、認定を受けた会計年度の期首（X1 年 4 月 1	

日) から認定を受けた日の前日（X1年9月30日）までの期間について社会福祉連携推進法人会計基準を適用することになるのか。	35
問49－2 問49－1の場合において、当該法人が定款の定めによる会計監査人設置連携推進法人である場合、認定を受けた会計年度の期首（X1年4月1日）から認定を受けた日の前日（X1年9月30日）までの期間についても会計監査を行わなければいけないのか。	36
問50－1 連携推進法人には、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号平成21年12月4日（改正令和2年3月31日）企業会計基準委員会）は適用されるのか。	36
問50－2 社会福祉法人の契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等連名通知）により示されているが、当該通知は、連携推進法人が行う契約については適用されないのであるか。	36
【18. その他】	37
問51 社会福祉法人として社会福祉充実残額が発生した場合、社会福祉充実計画として「連携推進法人に対する資金の拠出」という計画は認められるのか。	37
問52 法第144条により準用される法第59条の届出は、例えば4月1日に連携推進法人の認定を受けた場合、当該年度においても届出が必要となるのか。	37
問53 法第144条により準用される法第59条の2の規定によれば、定款変更があった場合にのみ公表義務が課されているが、認定時の定款は公表しなくてもよいのか。	37
問54 連携推進法人が国外において活動を行うことは可能か。	38

【1. 総論】

問1 社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度創設の目的は何か。

(答)

1. 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に当たっては、社会福祉法人を始めとした多様な関係機関が、これまでに培われてきた専門性を発揮しながら連携し、地域住民の多様で複合的な福祉ニーズに対応していくとともに、こうした連携を下支えするため、地域の在り方の変化を見据え、将来にわたって持続可能な経営を確立していくことが求められている。
2. これまで、このような法人間の連携は、個々の法人による自主的な連携や、社会福祉協議会を介した連携、合併・事業譲渡などが進められてきたところであるが、法人間の自主的な連携、社会福祉協議会を介した連携では連携の度合いが弱く、一方で合併・事業譲渡では連携の度合いが強すぎ、中間的な選択肢がないとの指摘があった。
3. 今般、「地域共生社会」も念頭に置きつつ、これらに加えた事業展開の新たな選択肢とする観点から、連携推進法人を創設することとした。
4. 今後、全国各地で連携推進法人の活用を進めていくことにより、社会福祉法人を始め、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出や、福祉人材の確保とともに その働きやすい職場環境の整備、物資調達の効率化など、規模の大きさを活かした多様な取組が促進され、地域福祉の一層の推進、社会福祉法人の経営基盤の強化に資する事が期待されるものである。

問2 連携推進法人の設立により何ができるようになるのか。

(答)

1. 連携推進法人は、参画する社員の経営をバックアップすることを主たる目的とした、社会福祉法人を始めとする福祉サービス事業者間の互助組織であり、
 - ① 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援（以下「地域福祉支援業務」という。）
 - ② 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援（以下「災害時支援業務」という。）
 - ③ 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援（以下「経営支援業務」という。）
 - ④ 資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援（以下「貸付業務」という。）

- ⑤ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修（以下「人材確保等業務」という。）
- ⑥ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給（以下「物資等供給業務」という。）

の全部又はいずれかの業務を行い、それぞれの業務の具体的な内容については、関係法令・関係通達に違反しない限り、各連携推進法人の創意工夫に基づき、多様な取組を自由に行うことができる。

2. ただし、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 132 条第 4 項の規定により、連携推進法人は社会福祉事業を行うことはできず、また、当該規定の趣旨を踏まえ、社会福祉を目的とする福祉サービスについても原則として行うことはできないこととされているので留意されたい。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の業務運営）

第百三十二条 社会福祉連携推進法人は、社員の社会福祉に係る業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

- 2. 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えてはならない。
- 3. 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務を行う場合には、社会福祉連携推進業務以外の業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないようにしなければならない。

4. 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。

問 3 連携推進法人は、社会福祉事業を実施できることとされているが、地域住民を対象とした福祉サービスを一切行うことはできないのか。

（答）

- 1. 連携推進法人は、参画する社員の経営をバックアップすることを主たる目的とするものであり、いわば社員間の互助組織であることから、地域住民等に対する直接的なサービス提供は、原則として想定していない。
- 2. ただし、地域福祉支援業務においては、例外的に、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社員である社会福祉法人等を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス（社会福祉事業を除く。）であって、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合には、一定の

要件を満たす場合に、例外的に地域住民等に対するサービス提供を行うこととしている。

問4 地域福祉支援業務は地域に根ざしたものであるのに対し、それ以外の業務はある程度、広域的に取り組むイメージがあるが、同じ連携推進法人と言っても、地域的なものと広域的なものとタイプが異なるものが生じてもよいのか。

(答)

1. 社会福祉連携推進業務のうち、どの業務を行うかは、各連携推進法人の判断であることから、

- ① 地域福祉支援業務等を中心に、市区町村域において分野を超えて様々な法人が連携支援を行なうタイプ
- ② 人材確保等業務等を中心に、都道府県域等において特定の分野の法人が広域的に連携するタイプ

等、当該連携推進法人の創意工夫に基づき、多様な運営形態で行われることが許容されるものと考えている。

2. このため、連携推進法人が提供する多様な社会福祉連携推進業務を通じて、社会福祉法人等が多様な支援を受けることができるよう、複数の連携推進法人の社員となることができることにしている。

問5 連携推進法人の創設により、社会福祉法人の大規模化等が進み、小規模な法人の淘汰に繋がるのではないか。

(答)

1. 連携推進法人は、参画する社員の法人の経営をバックアップするための業務を行う法人であり、スケールメリットを活かしつつ、様々な支援を提供するものであることから、むしろ小規模な法人が経営基盤を強化する上で、一つの手段となりうるものと考えている。

2. 他方、連携推進法人に参画するか否かは、各法人の判断であるとともに、脱退の自由も確保されていることから、小規模な法人の淘汰につながるものではないと考えている。

【2. 地域福祉支援業務関係】

問6 連携推進法人は、社会福祉事業を行うことはできないこととされているが、地域福祉支援業務の中で、社会福祉事業には該当しない、有料老人ホーム等の入居系施設を運営することは可能か。

(答)

1. 連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができず、社会福祉を目的とした福祉サービス事業についても原則行うことはできないが、例外的に、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社員である社会福祉法人等を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス（社会福祉事業を除く。）であつて、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合については、次のア及びイの要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当するものとして実施できる。

- ① 連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
- ② 連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援に当たること

2. ただし、これに該当する場合であっても、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、多額の設備投資等を伴い、その結果、社員である法人の経営に大きな影響を及ぼすおそれがあるとともに、連携推進法人の目的にも合致しないことから、連携推進法人としてこれらの入居系施設を運営することはできない。

問7 社員の利用者等に対する成年後見を行うことは可能か。

(答)

1. 地域福祉支援業務として社員の利用者等に対して法人後見を行う場合は、

- ① 連携推進法人が社員の利用者の法人後見を行うこと
- ② 連携推進法人の社員が別の社員の利用者の法人後見を行い、当該連携推進法人が社員間の連絡調整を行うこと
- ③ 連携推進法人の社員が当該社員の利用者の法人後見を行い、当該連携推進法人が後見監督人となること

のいずれかが想定されるが、後見人等に選任されるか否かは各家庭裁判所が判断する事項となる。そのため、連携推進法人が初めて成年後見を行おうとする場合には、成年後見人選任に係る考慮要素（※）を踏まえた上で、あらかじめ、各家庭裁判所に相談することが望ましい。

（※）成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見

人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 843 条第 4 項）。（詳細は、成年後見制度利用促進専門家会議 第 2 回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ資料 2 最高裁判所資料（令和 3 年 9 月 9 日開催）を参照。）

【3. 災害時支援業務関係】

問 8 災害時支援業務において、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣調整等を行うことは可能か。

(答)

1. 連携推進法人が、社員である法人から災害派遣福祉チーム（DWAT）のチーム員を登録させ、これをチームとして編成の上、都道府県災害対策本部等と連携し、避難所等への派遣調整、移動手段、宿泊先の確保等、チームへの後方支援等を行う災害福祉支援ネットワークの本部機能を担うことが考えられる。
2. こうした業務は、性質上、災害時支援業務の要件である「（社会福祉事業を経営する）社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」には該当しないが、地域福祉支援業務に該当するものとして、これを行うことが可能である。

【4. 経営支援業務関係】

問9 経営支援業務については、経営コンサルティング、財政状況の分析、事務処理代行等とあるが、これらを実施できる人材の確保は、連携推進法人を設立したとしても難しいのではないか。

(答)

1. 連携推進法人として、必ずしも専門家を直接雇用する必要はなく、公認会計士や税理士等の専門家に、社員を対象とした一定のコンサルティング業務を一括して委託する方法なども考えられる。

【5. 貸付業務関係】

問10 社員ではない者からの寄附を受け、当該寄附を原資に社員である社会福祉法人に対する貸付けを行うことは可能か。

(答)

1. 可能である。

問11 社員ではない者からの寄附を受け、当該寄附を原資に社会福祉法人以外の社員に対する貸付けを行うことは可能か。

(答)

1. 貸付業務については、法第125条第4号において、社会福祉法人である「社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援」として定義されている。
2. よって、御指摘のように社会福祉法人以外の社員を対象に貸付けを行う場合、貸付業務には該当せず、また、貸金業法の適用を受けることから、連携推進法人が貸金業者としての登録を受けた上でこれを行う必要がある。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の認定）

第百二十五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

- 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
- 二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- 三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
- 四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの**
- 五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修 x つつ c
- 六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

問 1 2 連携推進法人に対する貸付けに当たっては、社員である社会福祉法人において法人本部拠点を設置しなければならないこととされているが、サービス区分として法人本部を置いている場合、当該貸付けを行うことはできないのか。

(答)

1. 社員である社会福祉法人から連携推進法人に対する貸付けについては、高い公益性を有する社会福祉法人の資金が原資となっていることにかんがみ、当該貸付けの状況について、法人本部拠点における計算書類において積極的に情報公表を図る必要があるものであり、当該貸付けを行う場合は必ず拠点として、法人本部を設置する必要がある。

問 1 3 社会福祉法人が連携推進法人に対し、貸付原資を提供するに当たっては、「直近 3 カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限」とすることとされているが、新設の社会福祉法人であって 3 カ年度の経営実績がない場合は、どのように取り扱うべきか。

(答)

1. 直近 3 カ年度の経営実績がない社会福祉法人については、当該法人の経営状況を適切に評価することが困難であることから、貸付原資の提供は認められない。

問 1 4 社会福祉法人が連携推進法人に対し、貸付原資を提供するに当たっては、「直近 3 カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限」とすることとされているが、法人本部を設置してから 3 カ年度の実績がない社会福祉法人の場合は、どのように取り扱うべきか。

(答)

1. 法人本部拠点を設置してから 3 カ年度の実績がない社会福祉法人については、法人本部の収支状況を適切に評価することが困難であるとともに、単年度の繰入金等により、貸付原資の額の操作が容易に可能となることから、貸付原資の提供は認められない。

問 1 5 「貸付対象社員においては、借入金使用後、連携推進法人に対して、速やかに当該貸付金の使用状況について報告を行うこと」とされているが、貸付金を事務所の毎月の賃貸料に充てているような場合、当該報告は毎月行う必要があるのか。

(答)

1. 当該報告は借入金の支出の都度行う必要はなく、定期的な支出を伴う使途に充てるような場合

は、連携推進法人とあらかじめ報告の周期を相談しておき、当該周期に従って報告を行えば足りる。

問 1 6 貸付金の金利について、「高利でない適正な利率」とは、具体的にどの程度の水準を指すのか。

(答)

- 利息制限法（昭和 29 年法律第 100 号）で規定する金額を超える利率であるなど、社会通念に照らし、著しく高利でない場合には、法人間の合意に委ねることとして差し支えない。

問 1 7 複数の貸付けを受けている場合、個別の貸付けが完了するごとに連携推進法人に報告すべきか、あるいは、複数の貸付けの全てが終了したときのみとするのか、そのいずれとすべきか。

(答)

- 個別の貸付単位でその完了を報告することが必要である。

問 1 8 貸付事業の実施については、設立当初から実施することは認められないということで良いか。

(答)

- 所定の手続を経ていれば、設立当初から行うことも可能である。

問 1 9 貸付の実施にあたり、貸付原資提供社員は「長期貸付金」、貸付対象社員は「長期運営資金（設備資金）」で、連携推進法人はその両方の科目で経理処理するということになるのか。

(答)

- 貸付原資提供社員は、資金収支計算書の「社会福祉連携推進業務長期貸付金支出」から支出し、貸付対象社員は、資金収支計算書の「社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入（社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入）」で受け入れこととなる。
- また、連携推進法人においては、貸付原資提供社員からの貸付原資について、資金収支明細書の「社会福祉連携推進業務長期借入金収入」で受け入れ、これを「社会福祉連携推進業務長期貸付金支出」で払い出す処理となる。

問20 貸付原資を提供する社員や貸付けを受ける社員においては、理事会及び評議員会の決議が必要とされ、定款の変更が必要となるが、当該定款変更はどのように行うべきか。

(答)

1. 貸付原資を連携推進法人に対して提供する場合及び連携推進法人から貸付けを受ける場合は、御指摘のとおり理事会及び評議員会の承認が必要であることから、あらかじめ定款上の評議員会の決議事項にこれを位置付ける必要がある。
2. この場合、社会福祉法人定款例第10条の規定は次のとおりとなる。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) この法人が社員となる社会福祉連携推進法人が行う貸付業務への参画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【6. 人材確保等業務関係】

問21 人材確保等業務については、法第125条第5号において、「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援」等を行うものと定義されているが、連携推進法人において就職セミナーを行うような場合、その対象を社会福祉事業に従事することを希望する者のみに限定しなければならないのか。

(答)

1. 職員採用は、募集から採用までの間に、様々な要因により採用計画等に変更が生じるため、実際に社会福祉事業に従事するかどうかを確約できるものではないことから、社会福祉事業も対象とした上で御指摘のようなイベントを実施し、結果的に社会福祉事業以外に従事する者が生じることは差し支えないものと考えている。
2. なお、社会福祉事業以外の従事者に特化したイベントを行う場合には、人材確保等業務には該当せず、その他業務として行われる必要がある。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の認定）

第一百二十五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であるについての所轄庁の認定を受けることができる。

一～四 （略）

五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修

六 （略）

問22 連携推進法人が社員の従業員の子どものみを対象に、企業内保育所を設置することは可能か。

(答)

1. 連携推進法人は、法第132条第4項の規定により、社会福祉事業を実施することはできないが、対象者を社員の従業員の家族のみに限定して行われるサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一貫と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の業務運営）

第百三十二条

1～3 (略)

4 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。

問23 連携推進法人が、当該法人の運営のために徴収した会費により委託募集を行う場合、当該会費は職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第2項の報酬に該当し、報酬の額について厚生労働大臣の認可を受けなければならないのか。

(答)

1. 通常、連携推進法人に当該法人の社員がその運営のために支払う会費については、厚生労働大臣の認可を要する委託募集に係る報酬ではないものと考えられるが、詳しくは、所管の都道府県労働局にお尋ねいただきたい。

◎職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

(委託募集)

第三十六条 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の報酬の額については、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 3 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えることなく労働者の募集に従事させようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

【7. 物資等供給業務関係】

問24-1 物資等供給業務については、法第125条第6号において、「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」を行うものと定義されているが、社会福祉事業以外に必要な設備又は物資の供給は一切認められないのか。

(答)

- 「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資」とは、社会福祉事業に係る福祉サービスの提供に当たって直接的に必要となる設備又は物資に限らず、間接業務を含め、法人運営に必要な設備又は物資を広く対象として差し支えない。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の認定）

第一百二十五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第一百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であるについての所轄庁の認定を受けることができる。

一～五 （略）

六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

問24-2 物資調達にあたり、連携推進法人が社員の契約をとりまとめて契約代行を行う場合は、物資等供給業務に該当するのか。

(答)

- 連携推進法人が契約の代行を行い、間接的に物資の供給を行う場合であっても、物資等供給業務として差し支えない。

問25 地域福祉支援業務では、「連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しない」とされているが、物資等供給業務において、各社員の施設へ給食を提供するために、新たに共同の給食センターを建設して給食提供を行うことは可能か。この場合、連携推進法人としての給食センターの新規建設は認められず、あくまでも、社員の運営する施設厨房等を利用するなど、既存施設での実施に限定されるのか。

(答)

- 連携推進法人は、社員の経営のバックアップが主たる目的であることから、地域福祉支援業務の

中で御指摘のような施設の運営は該当しないものとしている一方、物資等供給業務における給食施設の運営については、社員の経営のバックアップに当たり得ることから、例外的に可能とするものである。

2. ただし、一定の設備投資等を必要とすることには代わりがなく、これらの費用は会費等により賄う必要があることから、給食センターの新規建設による費用対効果等について連携推進法人の内部で十分に検討することが必要である。

【8. 連携推進法人の業務運営関係】

問26 連携推進法人の業務に従事する職員について、連携推進法人として雇用することは可能か。

(答)

1. 可能である。
2. この場合、社員から徴収した会費等により、当該職員に係る人件費を賄うこととなる。

問27 連携推進法人の認定申請をする場合には、社会福祉連携推進方針等の決定が必要なことから、認定申請前に「社会福祉連携推進評議会」は必ず設置され、開催されなければならないという理解でよいか。

(答)

1. 認定申請前に社会福祉連携推進評議会の構成員が委嘱されていることは必要であるが、実際の評議会の開催までは必ずしも必要ない。
2. 通常は、認定した年度の決算期において、当該年度の事業評価等を行うこととなると考えられる。

問28 地方自治体と連携推進法人が実効上の連携を図ることを妨げるものでは無いとされているが、「実効上の連携」の想定される具体例は何か。

(答)

1. 地方自治体が、例えば給食業務など、特定の役務の提供を連携推進法人に委託することなどが想定される。
2. なお、社員以外の者に対する役務の提供は、社会福祉連携推進業務ではなく、「その他業務」に位置付けられることに留意されたい。

問29 連携推進法人の運営に当たって、最低限必要な予算の定めはあるのか。

(答)

1. 連携推進法人の運営に必要な予算は、その行う業務内容や規模、社員の数などによって異なるものであり、一律に最低限必要な予算額を定める考えはない。

【9. 理事の資格関係】

問30 理事の資格である「社会福祉連携推進業務に識見を有する者」は、何をもって判断するのか。

(答)

1. 社会福祉法人や福祉サービスの経営に従事した経験を有していること、あるいは社会福祉連携推進業務の各業務に関連する知識や経験を有していることが履歴書等から確認できれば、これをもって足りるものと考えている。

【10. 社員関係】

問31 連携推進法人は最低いくつの社員が集まれば設立できるのか。

(答)

1. 連携推進法人の認定に当たっては、2以上の法人が社員として参画し、その過半数が社会福祉法人であることが必要である。
2. このため、社会福祉法人のみが社員となる場合の最小数は2、社会福祉法人に加え、社会福祉法人以外のNPO等の法人が社員として参画する場合の最小数は3となる。

問32 社員には、「社会福祉を目的とする福祉サービス事業を経営する法人」が参画できることとされているが、具体的にどのような事業が含まれるのか。

(答)

1. 「社会福祉を目的とする福祉サービス事業」については、社会福祉事業以外の事業であって、福祉的な支援を必要とする者に対し、一定のサービスを提供する事業をいい、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号社会・援護局長等通知）別紙第一の2の（2）のアからキまでに掲げる社会福祉法人が行う公益事業に相応する事業をいうものである。

（参考）「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号社会・援護局長等通知）別紙第一の2の（2）（抜粋）

ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業

イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業

ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業

エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業

オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業

カ 子育て支援に関する事業

キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業

2. 具体的な事業内容については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号社会・援護局企画課長等通知）別

紙第一の2を踏まえ、

- ① 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
 - ② 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市区町村から受託して実施する事業
 - ③ 有料老人ホームを経営する事業
 - ④ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（③を除く。）
 - ⑤ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- などが考えられる。

3. また、各地域においては、地域住民の多様なニーズを踏まえ、様々な事業主体により、その創意工夫に基づく、多様な福祉サービスが実践されていることから、当該地域における福祉ニーズに対応した福祉サービス事業を経営する法人として、当該連携推進法人の理事会において承認（定款において、社員の資格取得につき社員総会の承認が必要とされている場合にあっては、社員総会の承認）を受けたものについても、社員に参画できるものとする。

問33 社員には、「社会福祉事業等従事者を養成する機関」が参画できることとされているが、社会福祉事業等とは具体的にどのような事業が含まれるのか。

(答)

1. 「社会福祉事業等従事者」は、法第89条に規定される「社会福祉事業等従事者」と同様であり、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第24条の規定のとおり、社会福祉事業及び次の①から⑨までに掲げる事業であって社会福祉事業以外のものをいうものである。

- ① 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業
- ② 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
- ③ 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業
- ④ 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業
- ⑤ 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- ⑥ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設を経営する事業
- ⑦ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院を経営する事業
- ⑧ 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業
- ⑨ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1

項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条に規定による改正前の介護保険法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設を経営する事業

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（基本指針）

第八十九条 厚生労働大臣は、社会福祉事業の適正な実施を確保し、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業（以下この章において「社会福祉事業等」という。）の健全な発達を図るため、社会福祉事業等に従事する者（以下この章において「社会福祉事業等従事者」という。）の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

問 3 4 「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和 3 年 11 月 12 日付社援発 1112 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）別添の「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」（以下「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」という。）第 4 の 5 に、「社会福祉事業を経営する法人は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならぬ」とあるが、「明示」の方法とはどのようなものか。

（答）

1. 社会福祉連携推進法人の社員である旨の明示は、利用者のサービス選択に資する目的のほか、広く国民一般に対し、当該法人が会費等を負担しつつ、社会福祉連携推進業務に参画し、地域福祉の推進等に貢献していることを PR する上で有効であることから、法人の書類等に網羅的に記載を求めるものではなく、最も不特定多数の者の目に触れ得る媒体であるホームページやパンフレット等において行うことで足りるものである。
2. なお、これに加え、社会福祉法人については、令和 4 年 12 月 26 日付け「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省社会・援護局長等連名通知）を改正し、法人現況報告書の記載事項に加えたので留意されたい。

【1 1. 議決権関係】

問 3 5 議決権については、1 の社員に対し、総数の半数を超える議決権を超える議決権を配分しないこととされているが、社員が 10 の連携推進法人において、社員 A、B に対し、総数の半数を超える議決権の配分（例えば A、B にそれぞれ 3 の議決権を付与するような場合）を行うことは可能か。

(答)

1. 御指摘のような議決権の配分については、A、B の合意によって常に決議が可能となることから、社員総会における民主的な議論が阻害されるおそれがある。
2. よって、社会福祉連携推進法人認定・運営基準第 3 の 2 (2) ②工に規定する「特定の少数の社員において過半数の議決権が寡占状態にある」ものに該当することから、御指摘のような配分は認められない。

問 3 6 議決権については、社員の法人の関係者であれば誰が行使しても良いのか。

(答)

1. 議決権については、社員である法人の代表者がこれを行使する場合、当該代表者が有する代表権の範囲内で行われる行為であることから、法人そのものが議決権行使することに該当するものと解される。
2. 他方、代表者以外の関係者が議決権行使しようとする場合には、当該議決権行使の内容につき、あらかじめ社員である法人の理事会において議決を経ている必要があるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、代表者から代理権が付与されていることが必要となる。
3. なお、代理権を付与する場合には、当該代理権を証する書類を連携推進法人に提出しなければならない。

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

（議決権の代理行使）

第五十条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。
- 3 第一項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

- 4 社員が第三十九条第三項の承諾をした者である場合には、一般社団法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 5 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。
- 6 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
 - 一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
- 7 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものとの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものとの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことのあるものであるとき。

【12. 会費等の取扱い関係】

問37 社会福祉法人については、その資産について、対価性のない法人外流出が禁止されているが、これに照らし、連携推進法人に対して会費を支出することは不適当ではないのか。

(答)

1. 社会福祉法人が会費を支出することについては、連携推進法人の社員となることにより、社会福祉連携推進業務等を通じて様々な支援を受けることが可能となり、この点、一定の対価性が認められるものであることから、法人外流出には当たらないと解される。

問38 連携推進法人が徴収する会費等に上限はあるのか。

(答)

1. 会費等の徴収に当たっては、その金額等について一律の基準を定めるものではないが、連携推進法人のガバナンスの下、会費等の徴収について定款に根拠を置くとともに、その金額等については社員総会での議決を必要としており、民主的な意思決定の下で設定される仕組みとしている。

【13. 認定所轄庁関係】

問39 法第125条に規定する所轄庁（以下「認定所轄庁」という。）は、連携推進法人の行う事業の区域に応じて、都道府県又は市となるが、ここでいう「行う事業の区域」とはどのように判断するのか。

(答)

1. 連携推進法人が行う業務の一義的な受益者は、社員である法人となることから、連携推進法人の「行う事業の区域」については、社員の法人の主たる事務所の所在地が属する市区町村を基本として定めることとしている。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の認定）

第一百二十五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第一百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

一～六 （略）

問40 新たな社員の加入により、「連携推進法人の行う事業の区域」が変更となり、認定所轄庁が市から県に変わった場合、社会福祉連携推進方針の変更は、市又は県のいずれに申請すべきか。

(答)

1. 御指摘のような場合の社会福祉連携推進方針の変更は、県に申請を行うこととする。
2. 県において当該変更に係る認定を行うと同時に、当該連携推進法人の所管は市から県に移管されることとなる。
3. 当該事例のような認定所轄庁の変更が生じる場合には、市と県とが連絡を密に行い、連携して対応するとともに、関係文書の引継ぎ等移管に係る事務処理に遗漏のないよう対応されたい。

問41 事業の区域の変更を伴う社会福祉連携推進方針の変更に併せて、定款の変更を行う場合、法第139条第3項において「社会福祉連携推進認定をした所轄庁」に申請を行うことされていることから、社会福祉連携推進方針の変更は県、定款の変更は市に申請を行うべきか。

(答)

1. 県において社会福祉連携推進方針の変更に係る認定を行うのと同時に、当該連携推進法人の所管は市から県に移管され、これにより、「社会福祉連携推進認定をした所轄庁」の地位も県に承継されるものと解される。
2. したがって、事業の区域の変更を伴う社会福祉連携推進方針の変更に併せて、定款の変更を行う場合の当該定款変更の申請については、県に対して行うものとする。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（定款の変更等）

第百三十九条 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものをおく。）は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁（以下この章において「認定所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。
- 3 社会福祉連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。
- 4 第三十四条の二第三項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

問42 連携推進法人の代表理事について、「代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。（法第142条）」とあるが、所轄庁の認可日が代表理事の就任日になるということか。また、理事会又は社員総会での代表理事決定日と所轄庁の認可日にはタイムラグが生じると考えられるが、その間、法人代表者は不在ということか。

（答）

1. 所轄庁の認可日が代表理事としての就任日となる。
2. よって、御指摘のとおり、代表理事の選任日から所轄庁の認可日までの間は、代表理事の対外的な代表権を主張することはできないことから、こうしたタイムラグができるだけ極小化するために、あらかじめ認定所轄庁と十分な協議をしておくことが望ましい。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（代表理事の選定及び解職）

第一百四十二条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

問4 3 社会福祉連携推進法人認定・運営基準第5の9において、「代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない」とあり、また、任期満了による退任の場合は、申請不要とされているが、

- ① 任期満了後に新任の代表理事を選定する場合
- ② 任期満了後に前任の代表理事を改めて選定（再任）する場合

は、いずれも認定所轄庁の認可が必要ということで良いか。

また、代表理事の任期途中の自発的辞任又は死亡の場合はどうか。

(答)

1. 代表理事の選定については、貴見のとおり。
2. また、ここでいう「解職」とは、理事会等における権限の発動（解職決議）による代表理事の中途解任を言うものであり、御指摘のような自発的辞任や死亡の場合は含まれず、この場合、新たな代表理事の選定の認可のみ必要となる。

【14. 社会福祉連携推進区域関係】

問44 社会福祉連携推進業務を実施する区域（以下「社会福祉連携推進区域」という。）

は、今後、社員を募集することを見越して、社員の法人の主たる事務所の所在地以外が属する市区町村を含めて設定することは可能か。

(答)

1. 社会福祉連携推進区域については、認定所轄庁の区分を判断する際の「その行う事業の区域」と一致するものとしていることから、当該連携推進法人に現に参画する社員の主たる事務所の所在地を基準に判断することなる。
2. このため、社会福祉連携推進区域は、今後の社員募集等を見越して、現に参画する社員の主たる事務所の所在地の属する市区町村の範囲を超えて設定することはできない。
3. また、社員が増減する場合には、社会福祉連携推進方針における社員の変更とともに、社会福祉連携推進区域の変更が必要となる。

問45 社員が脱退した場合、社会福祉連携推進区域は、これを狭めるための社会福祉連携推進方針の変更を行うべきか。

(答)

1. 社会福祉連携推進区域は、社員の主たる事務所の所在地が属する市区町村を単位に設定することを基本としていることから、当該社員の脱退により、その主たる事務所の所在地が属する市区町村内に他の社員がいなくなった場合を除き、社会福祉連携推進方針における社会福祉連携推進区域の変更は不要である。
2. ただし、当該社員の脱退により、その主たる事務所の所在地が属する市区町村内に他の社員がいなくなった場合には、社会福祉連携推進区域の変更が必要となるが、当該社会福祉連携推進方針の変更は、社員総会における決議を要することから、直近の定時社員総会までの間は、当該変更が猶予されるものとし、必ずしも臨時社員総会を開催する必要はないこととする。
3. その際、直近の定時社員総会までに、当該市区町村内において、新たに他の社員が参画する場合は、社会福祉連携推進区域を狭めるための社会福祉連携推進方針の変更は不要である。

【15. 定款例関係】

問46 定款の作成に当たって、「社会福祉連携推進法人定款例」と一言一句同じにしなければならないのか。

(答)

- 「社会福祉連携推進法人定款例」はあくまで一例であり、一言一句、定款例と同じ文言を使う必要はないが、少なくとも定款において定めることが必要な事項が記載され、当該内容が関係法令に沿ったものとなっていることが必要である。

問47 当面行う予定はないが、将来的に行う予定のある業務を定款に規定しておくことは可能か。

(答)

- 連携推進法人の認定は、現に行うこととしている業務を前提に行われるものであることから、定款に規定される業務については、少なくとも認定申請時に提出される事業計画に盛り込まれていることが必要である。
- なお、後発的事象により、長期に渡り、定款に規定される業務が実施できていない場合には、認定所轄庁が行う指導監査等において、定款変更を指導することとなる。

【16. 非営利型法人税制関係】

問48 連携推進法人は法人税法（昭和22年法律第28号）に規定する非営利型法人に該当するのか。また、非営利型法人に該当する場合、どのような税制優遇があるのか。

(答)

1. 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人については、公益法人を除く、一般社団法人又は一般財団法人のうち、
 - ① その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつて、その事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの（=非営利徹底型）
 - ② その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつて、その事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの（=共益型）のいずれかとして定義されている。
2. 連携推進法人がこれらの非営利型法人に該当する場合は、法人税法第7条の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、法人税は非課税となる。
3. なお、非営利型法人に該当するための定款の取扱い等については、「法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について」（令和3年11月12日付社援基発1112第3号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を参照されたい。

◎法人税法(昭和40年法律第34号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九 (略)

九の二 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)のうち、次に掲げるものをいう。

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつて、その事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつて、その事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

十～四十四 (略)

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第七条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

【17. 社会福祉連携推進法人会計基準関係】

問49-1 一般社団法人が、従来から公益法人会計基準を適用してきたところ、X1年10月1日に連携推進法人の認定を受けた。この場合、認定を受けた会計年度の期首（X1年4月1日）から認定を受けた日の前日（X1年9月30日）までの期間について社会福祉連携推進法人会計基準を適用することになるのか。

(答)

1. 連携推進法人として認定を受けた一般社団法人は、法第138条第2項の規定により、読み替えて適用される一般法人法第123条第1項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を受けた日における会計帳簿に基づく貸借対照表（以下「認定日貸借対照表」という。）を作成する必要があるが、認定日貸借対照表の作成に当たり、認定を受けた会計年度の期首（X1年4月1日）から認定を受けた日の前日（X1年9月30日）までの期間に対して、社会福祉連携推進法人会計基準を適用することを妨げるものではない。

2. なお、当該期間に対して社会福祉連携推進法人会計基準を適用した場合であっても、認定を受けた日以降の連携推進法人の計算書類において会計監査人の設置義務の有無を判断することなる。

◎社会福祉法第138条第2項の規定により読み替えて適用される一般法人法第123条
(計算書類等の作成及び保存)

第百二十三条 社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定めるところにより、社会福祉法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日における貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 社会福祉連携推進法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

問 4 9－2 問 4 9－1 の場合において、当該法人が定款の定めによる会計監査人設置連携推進法人である場合、認定を受けた会計年度の期首（X1 年 4 月 1 日）から認定を受けた日の前日（X1 年 9 月 30 日）までの期間についても会計監査を行わなければいけないのか。

(答)

1. 認定を受けた会計年度の期首（X1 年 4 月 1 日）から認定を受けた日の前日（X1 年 9 月 30 日）までの期間については、連携推進法人としての会計監査の対象とはならない。

問 5 0－1 連携推進法人には、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日（改正令和 2 年 3 月 31 日）企業会計基準委員会）は適用されるのか。

(答)

1. 社会福祉連携推進法人会計基準では、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されず、過去の計算書類に遡及して訂正する処理等を求めるものではない。
2. なお、過去の計算書類において誤謬等が発見された場合には、過去の計算書類の遡及修正は行わず、誤謬等が判明した年度に処理するものとする。

問 5 0－2 社会福祉法人の契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号、社援基発 0329 第 1 号、障企発 0329 第 1 号、老高発 0329 第 3 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等連名通知。以下「入札通知」という。）により示されているが、当該通知は、連携推進法人が行う契約については適用されないのか。

(答)

1. 連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができず、直接的に補助金等の公費による運営形態ではないことから、社会福祉法人のような規制は存在しない。
2. しかしながら、連携推進法人の業務運営に係る費用は、社員である社会福祉法人の会費等により賄われるものであることから、連携推進法人の契約の取扱いについても、入札通知（連携推進法人は社会福祉事業を行うことができず、施設整備に関する契約が想定されないため、施設整備に係る規定を除く。）に準じたものとなるよう、契約について職員に委任する場合の委任の範囲や随意契約に関する基準等について経理規程に定められたい。

【18. その他】

問51 社会福祉法人として社会福祉充実残額が発生した場合、社会福祉充実計画として「連携推進法人に対する資金の拠出」という計画は認められるのか。

(答)

1. 社会福祉充実計画については、社会福祉事業等の事業の実施に関する計画であり、従来からの取扱いのとおり、対象が連携推進法人であったとしても、単なる資金の拠出のみでは事業とは言えず、社会福祉充実計画としては認められない。

問52 法第144条により準用される法第59条の届出は、例えば4月1日に連携推進法人の認定を受けた場合、当該年度においても届出が必要となるのか。

(答)

1. 法第144条により準用される第59条の規定による届出については、「毎会計年度終了後」としていることから、認定年度の翌年度から行うこととなる。

◎社会福祉法第144条の規定により準用される第59条

(所轄庁への届出)

第五十九条 社会福祉連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を認定所轄庁に届け出なければならない。

- 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十九条第一項に規定する計算書類等
- 二 第百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

問53 法第144条により準用される法第59条の2の規定によれば、定款変更があった場合のみ公表義務が課されているが、認定時の定款は公表しなくてもよいのか。

(答)

1. 社会福祉連携推進認定を受けた場合には、定款中の「一般社団法人」の名称を「社会福祉連携推進法人」に改める定款変更が必要となるものであり、これにより、法第144条により準用される第59条の2第1項第1号の規定による定款の公表義務が課されることになる。
2. なお、当該認定を受けた際には、社会福祉連携推進法人認定・運営基準第4の11の規定により、社会福祉連携推進方針についても公表義務が課されることとなるので、留意されたい。

◎社会福祉法第144条の規定により準用される第59条の2

(情報の公開等)

第五十九条の二 社会福祉連携推進法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第百三十九条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容
- 二 第百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準
- 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

問 5 4 連携推進法人が国外において活動を行うことは可能か。

(答)

1. 連携推進法人が国外で活動を行うことに特段の規制はないが、連携推進法人の業務運営に係る費用は、社員である社会福祉法人の会費等により賄われるものであることに鑑みると、テロ資金供与の活動に巻き込まれることのないように留意しつつ、社会福祉法人に準じた一定の制約の下で行われるべきものと考えられる。
2. そのため、運営の透明性の向上を図る観点から、連携推進法人が国外で活動を行った場合には、「社会福祉連携推進法人の情報の公表等について」（令和4年10月18日社援発1018第4号社会・援護局長通知）別紙「法人現況報告書」13. 前会計年度における事業等の概要の該当する業務の内容欄に、前年度に国外で実施した活動について、国外で実施した旨を明示した上で、活動内容及び実施国を記載されたい。